

■事務室の方へ 恐れ入りますが、分会長さんへお渡しください

<b>長野高教組 FAX ニュース</b>	増刷りの上、職場のみなさんに配布してください。
〒380-8790 長野市県町 593 TEL 026-234-2216 FAX 026-234-2219 メール <a href="mailto:naganokokyoso@educas.jp">naganokokyoso@educas.jp</a> HP <a href="http://naganokokyoso.com/">http://naganokokyoso.com/</a> FAX ニュースは、HP からダウンロードできます	2021 年 9 月 2 日 (木) No. 389 (21-06)

## 非常勤講師の方にお知らせください

### 自宅学習の課題作成なども授業とみなされます！

高教組 FAX ニュース 388 号 (8 月 31 日) でお伝えしたように、夏季休業明け、各学校ではコロナ感染拡大に伴い分散登校や短縮授業、オンライン授業などの対応をせざるを得ない状況が続いてい

ます。(現状では 9 月 12 日まで)

こうした中、9 月 2 日に県教委は県立高等学校長あてに文書を発出して、高教組の要請(非常勤講師の賃金を時間割で規定された時間数補償すること)に沿った対応を求めました。

このことについては県教委の誠実な姿勢に敬意を表するものです。この通知を受け、各学校で非常勤講師の皆さんにきちんと情報が伝えられ、賃金を保障する対応がされているか

3 教高第 397 号  
3 教学第 400 号  
令和 3 年 (2021 年) 9 月 2 日

県立高等学校長 様

高校教育課長  
学びの改革支援課長

新型コロナウイルス感染症への対策を講じている期間の非常勤講師の業務について (通知)

非常勤講師の業務については、令和 2 年 11 月 26 日付け 2 教高第 540 号及び 2 教学第 471 号により通知したところですが、新型コロナウイルス感染症への対策を講じている期間における取扱いを下記のとおりとしますので、適切に運用してください。

#### 記

各校の状況に応じて、生徒同士の接触機会を低減させている期間において、学校長は生徒が行う自宅学習支援のための業務(ただし、「授業」又は「授業に付随する補充的授業」の代わりに行うものに限る。)を命ずることができること。

なお、当初予定されていた勤務時間の範囲内で割り振ることができること。

が問われることとなります。

◎この通知によれば、授業がなくなった非常勤講師の方が自宅学習用の課題作成や授業の資料作成、課題の添削、などを行った場合には授業とみなすことができることとなります。

◎A 高校では分散登校による授業カットは非常勤講師の入っていない帯で行い、非常勤講師に賃金減が起きないようにしている、との情報も入っています。

◎完全オンラインで授業配信を行っている学校では事務用 PC やタブレットが配布されていない非常勤講師の方が大変困っている。という情報も寄せられています。同僚の教職員が授業配信を行ったとしても、教材や資料作成にかかわっていれば授業を行ったこととして学校長が教務を命ずることができます。

◎「年間で予定された授業回数分の予算は確保(配当)しており、削減は求めるものではない」という教育委員会担当者の見解も得ていますので、管理職の工夫で対処できる問題だと考えています。  
不明な点は高教組本部まで問い合わせ下さい。